



インスタグラム  
始めました

### 山田ひときの略歴

- ◇昭和36年4月16日平群町に生まれる
- ◇平群西小卒業 ◇平群中学校卒業
- ◇県立高田高等学校卒業
- ◇摂南大学 建築学科卒業
- ◇一级建築士
- ◇スクーバダイビング資格取得



- 総務建設委員会 委員
- 財政検討特別委員会 委員
- 公共交通対策特別委員会 委員長
- 佐藤正久参院議員(ヒゲの隊長)
- 奈良県後援会平群支部長

新たに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(原油価格・物価高騰分)が交付されることとなり、平群町としても事業要望を行い、以下の4事業について8月より順次実施しています。

これまでにも数々の国民を守る対策を実施されてきましたが、今回、新たに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(原油価格・物価高騰分)が交付されることとなり、平群町としても事業要望を行

い、以下4事業について8月より順次実施しています。

その後、西脇町長就任後の平成31年2月5日の

30年度決算が、地方交付税等が増加したことから、後年度の見通しが改

め、後年度の見通しが改

# 一般質問（要旨）



## 令和4年3月／6月議会

ら2分の1減免と半額の負担を求める状況となつて1年が経過し、様々な弊害、不公平が伴つてゐるため、是正・見直しをすることを求めました。

その現状として、長寿会文化クラブの活動では、町有施設のかしのき荘を無料で使えるが長寿会スポーツクラブはゲートボール場等、町有体育施設の使用料が発生し、会員の負担で行わかれています。会員数が少ないクラブほど個人の負担が大きい状況となり不公平感が否めない現況であることを指摘し是正を要求しました。当時、町からは『クラブ員の減少により運営が厳しく活動が縮小してきているクラブもあることは認識している。しかし、財政が非常に厳しい中、

2021年8月、栃木県行政書士会所属の岩崎一郎行政書士が探偵業者の依頼に応じ、他人の戸籍謄本や住民票を不正に取得したとし逮捕されました。

岩崎行政書士は2017年ごろから、少なくとも約50社の探偵業者から依頼を受け、職務上請求書に損害賠償請求に伴う書類作成などと虚偽の理由を記載し、不正請求を繰り返し計2600万円もの報酬を受け取つていた可能性があるとのことです。

奈良県内の市町村の戸籍・住民票の取り扱い担当課への「岩

**不正取得につ**

崎一郎行政書士<sup>トヨシロ シキジンブシ</sup>名の職務上請求書は、現在のところ、5市町で21件が確認・発見されました。弁護士等の8士業は「職務上請求書」で、戸籍等は窓口並びに郵便請求によつて全国の市町村で取得することができます。しかし中には、探偵業者等から有償で依頼を受け、戸籍等を不正取得する一部の8士業による事件が発生しています。過去には第3者が委任状を偽造して不正

取得した事件しかし、行  
求かどうか判  
であるのが現  
そこで、全  
町村では「本  
入し、不正取  
います。その  
別されます。  
通知制度」と  
通知制度」で  
奈良県の全  
群町も含め「  
知制度」を導  
一方、「木  
入に対し、



# 戸籍等の不正取得について

「高齢者のスポーツ施設利用料について」質問し、65歳以上のスポーツ施設利用料について以前の全額減免優遇は健康保持、病気防止、老化防止の目的的構築された施策でしたが、財政状況が厳しいという理由により

公共施設の利用料は、受益者負担という観点からも必要であることは理解していますが、町有施設の利用に関する様々な減免規定は本当に公平に対応されたものになつてゐるのでしょうか

況をいかがお考えか?

③ 例え、スポーツ協会に加盟している10人以上で使用するクラブに対しても、公民館クラブ同様、学校施設以外の体育施設利用料の半額减免と、10人以上で使用される65歳以上だけの団体の使用に対し平日夕刻まで

② 文化系・  
③ 受益者負担の活用

受益者負担について今後も理解と協力を頂きたい。スポーツクラブの個人の負担が多い事については、少し調査研究していくたい』との答弁でした。不公平感には言及されず、いまだに是正されていません。

現在、長寿会以外の高齢者スポーツクラブは13団体あり、自 治会館等を使用されている文化 クラブに対し、半額减免の負担

3月議会

受益者負担について今後も理解と協力を頂きたい。スポーツク

質問

の全額減免優遇を提案しますがいかがお考えか？

整理し慎重に検討したい。

これまで平群町に対し、岩崎

# 町有施設利用料金の減免制度と対象について

案しながら慎重に対応したいと考えているが、スポーツと文で減免内容の整合性にやや疑がある所も感じている。調査

と人権を確立するための視点を持つべきだと考えます。

山田ひときの指摘

②事前登録型本人通知制度の通知希望登録件数は現在何件か？

また、登録有効期間について平群町は本人死亡や取り下げ等の届出がない限り有効であると聞いているが現状は？

③事前登録型本人通知制度によるこれまでの通知件数は何件か？

④本人通知制度による本人への通知の際、請求者の個人情報等はどうまで伝えるのか？

⑤被害告知型本人通知制度の導入についても必要な対策であると思ふが町は、どのように考えているのか？

＊その他の質問：野菊の里斎場の運営に伴う町住民優先利用について

少なくし、気軽にスポーツに親しめる環境を構築し、本当の意味で健康長寿のまちになることを目指し、減免内容・整合性も精査頂き、適切な対応をして頂きたい。

空きがあると聞いている。高齢者しか使わないゲートボール場からも使用料を徴収している現状。高齢者の方々の会費負担を

平日のお昼はスポーツ施設も

答  
台

や奈良弁護士会は「戸籍等の交付申請をされた本人が、保全処分や強制執行をされることを察知して、財産を隠匿することを察する」などの理由により「本人通知制度に関する意見書」を各市町村に提出し、反対を表明しました。

これを受け「裁判・紛争手続きで使用する場合は通知対象外」とする市町村があるようですが、これは「本人通知制度」の目的・効力を無きものにしています。

この問題の結論としては、日弁連は「戸籍等の不正取得が現存する被差別部落への結婚差別や就職差別のために使われている」という事実に目を向けることなく、業務に係る支障点のみあげつらうものであり、もつ

（①）5年間で1件の存在を確認。  
（②）令和4年5月末時点で登録件数は22件。登録期間は本人死亡や廃止届け出がない限り有効。  
（③）平成27年4月1日の制度開始以来、通知件数は16件。  
（④）弁護士も含む第三者からの住民票や戸籍等の請求があつた事のみを記載した書類を無償で通知。

本人からの情報開示請求により、印象以外の請求者を含む全ての詳細を開示する。

（⑤）不正事件が確定した場合の対応は必要と考えている。今後、近隣の状況等を見ながら制度導入について調査研究したい。

\*その他の質問：168号。バイバス沿道の潤いと開発事業計画の進捗状況、用途地域及び地区計画の見直しについて